

令和5年第1回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》 専決処分 1件、当初予算 7件
 補正予算 10件、条例制定 1件
 条例改正 8件、人事案件 1件
 その他 4件

合計32件

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
承第1号	専決処分の承認について 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第9号）	2月27日	2月27日	承認
議第1号	令和5年度美濃市一般会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第2号	令和5年度美濃市国民健康保険特別会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第3号	令和5年度美濃市介護保険特別会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第4号	令和5年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第5号	令和5年度美濃市病院事業会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第6号	令和5年度美濃市上水道事業会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第7号	令和5年度美濃市下水道事業会計予算	2月27日	3月22日	可決
議第8号	令和4年度美濃市一般会計補正予算（第10号）	2月27日	3月22日	可決
議第9号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	2月27日	3月22日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 10 号	令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 11 号	令和 4 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 12 号	令和 4 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 13 号	令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 14 号	令和 4 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 15 号	令和 4 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 16 号	美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 17 号	美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 18 号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 19 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 20 号	美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 21 号	美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決
議第 22 号	美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 月 27 日	3 月 22 日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 23 号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2月27日	3月22日	可決
議第 24 号	美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	2月27日	3月22日	可決
議第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について	2月27日	3月22日	可決
議第 26 号	市道路線の廃止について	2月27日	3月22日	可決
議第 27 号	市道路線の変更について	2月27日	3月22日	可決
議第 28 号	市道路線の認定について	2月27日	3月22日	可決
議第 29 号	美濃市公平委員会委員の選任について	2月27日	2月27日	同意
議第 30 号	令和5年度美濃市一般会計補正予算（第1号）	3月22日	3月22日	可決
議第 31 号	令和5年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	3月22日	3月22日	可決

承第 1 号 専決処分の承認について

令和4年度美濃市一般会計補正予算（第9号）

（内容）

補正額 14,570 千円

補正後の額 11,109,743 千円

議第 1 号 令和5年度美濃市一般会計予算

（内容）

10,000,000千円（対前年度比 1.3%）

議第 2 号 令和 5 年度美濃市国民健康保険特別会計予算

(内容)

2, 5 1 2, 9 0 8 千円 (対前年度比 Δ 2. 3%)

議第 3 号 令和 5 年度美濃市介護保険特別会計予算

(内容)

2, 1 2 4, 8 1 3 千円 (対前年度比 1. 0%)

議第 4 号 令和 5 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算

(内容)

6 0 1, 9 1 4 千円 (対前年度比 0. 9%)

議第 5 号 令和 5 年度美濃市病院事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

3, 3 4 2, 9 9 7 千円 (対前年度比 2. 5%)

議第 6 号 令和 5 年度美濃市上水道事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

7 6 6, 3 3 1 千円 (対前年度比 7. 0%)

議第 7 号 令和 5 年度美濃市下水道事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

1, 6 2 4, 2 8 9 千円 (対前年度比 皆増)

議第 8 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

(内容)

補 正 額 Δ 3 5 9, 1 8 0 千円

補正後の額 1 0, 7 5 0, 5 6 3 千円

議第 9 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(内容)

補 正 額 Δ 2 9, 7 7 3 千円

補正後の額 2, 5 7 2, 5 0 0 千円

議第10号 令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

（内容）

補正額	△144	千円
補正後の額	229,943	千円

議第11号 令和4年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）

（内容）

補正額	△17,596	千円
補正後の額	963,504	千円

議第12号 令和4年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）

（内容）

補正額	29,790	千円
補正後の額	2,174,486	千円

議第13号 令和4年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（内容）

補正額	△2,120	千円
補正後の額	594,658	千円

議第14号 令和4年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的収入	38,695 千円	2,747,007 千円
収益的支出	16,201 千円	2,956,864 千円

議第15号 令和4年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的支出	△1,809 千円	398,342 千円
資本的収入	△18,250 千円	73,950 千円
資本的支出	△18,500 千円	312,461 千円

議第 16 号 美濃市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の導入を踏まえ、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護に準じた保護を受ける外国人が医療扶助を受ける際の個人番号の利用を可能とするため、改正を行う。

(主な改正内容)

- ・生活保護法に基づく保護に準じた保護を受ける外国人に関する事務を条例で定める個人番号の利用が可能な事務として追加する。
- ・生活保護法に基づく保護に関する事務及び生活保護法に基づく保護に準じた保護を受ける外国人に関する事務について、当該事務が利用可能な同一機関内の個人番号を含む情報を規定する。

(施行期日)

令和 5 年 4 月 1 日

議第 17 号 美濃市職員定数条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

特別会計の公共下水道及び農業集落排水事業の公営企業化による増員、市長部局及び教育委員会の職員定数の見直しによる所要の改正を行うもの。

(改正内容)

市長の事務部局の職員	一般部局の職員数	160人	→	150人
	病院の職員数	130人	→	150人
教育委員会の事務部局の職員数		35人	→	20人
水道事業の職員数	5人	→	上下水道事業の職員数	10人

(施行期日)

令和 5 年 4 月 1 日

議第 18 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市積立基金条例に規定する基金のうち、地域づくり推進事業の原資としていたる美濃市地域づくり推進基金が枯渇することを契機に、美濃市地域づくり推進基金を廃止するもの。

(改正内容)

積立基金のうち、美濃市地域づくり推進基金を廃止する。

(施行期日)

令和 5 年 4 月 1 日

議第19号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(制定趣旨)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、該当関係法律の規定を引用している条例について所要の改正を行うもの。

(制定内容)

- ・引用する関係法律の条項の改正。
- ・所管省の移管に伴う改正。

改正する条例

- ・美濃市子ども・子育て会議条例（平成25年美濃市条例第23号）
- ・美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃市条例第15号）
- ・美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃市条例第16号）

(施行期日)

令和5年4月1日

議第20号 美濃市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴う改正を行うもの。

(改正内容)

民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、親権者や児童福祉施設の長等の懲戒権に関する規定が削除されたことを踏まえ、条例における特定教育・保育施設の管理者が同権限を濫用することを禁じる規定を削除する。

(施行期日)

公布の日

議第 2 1 号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の改正に伴う改正を行なうもの。

(主な改正内容)

- 1 家庭的保育事業者等は、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等での生活等における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加する。
- 2 家庭的保育事業者等は利用乳幼児の事業所外での活動等、自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に所在を確認しなければならない旨の規定を追加する。
- 3 家庭的保育事業者等は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザー等の装置を備え、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない旨の規定を追加する。
- 4 家庭的保育事業者等が身体的苦痛を与え、人格を辱める等、利用乳幼児に対し懲戒に関し必要な措置を採る権限の乱用を禁ずる規定を削除する。

(施行期日)

令和 5 年 4 月 1 日（懲戒権に係る規定を削除する改正は、公布の日）

議第 2 2 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の改正に伴う改正を行なうもの。

(主な改正内容)

- 1 放課後児童健全育成事業者は、設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所での生活等における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加する。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動等、自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に利用者の所在を確認しなければならない旨の規定を加える。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援の提供の実施、及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加する。

(施行期日)

令和5年4月1日（一部規定は、公布の日）

議第23号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正による出産育児一時金の支給額の引上げに準じ、改正を行う。

(改正内容)

出産育児一時金の支給額（第6条第1項）

408,000円 → 488,000円

(施行期日)

令和5年4月1日

議第24号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

総務省消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、報酬の増額を行うもの。

(主な改正内容)

1 消防団員の年額報酬の増額（第12条）

- ・ 団長 57,000円 → 69,500円
- ・ 副団長 40,000円 → 52,500円
- ・ 分団長 36,000円 → 48,500円
- ・ 副分団長 32,000円 → 44,500円
- ・ 部長 29,000円 → 41,500円
- ・ 班長 25,000円 → 37,500円
- ・ 団員 24,000円 → 36,500円

2 消防団員の出動報酬の新設（第12条）

- ・ 災害に出動した場合 → 8,000円

※出動時間が4時間以下の場合は4,000円、8時間を超える場合は4時間までごとに4,000円を加算

- ・ 警戒及び訓練に出動した場合 → 4,000円

(施行期日)

令和5年4月1日

議第25号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(文化会館・1施設)

- ・施設の名称 美濃市文化会館
- ・指定管理者の名称 特定非営利活動法人四つ葉のコウゾ
- ・指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

議第26号 市道路線の廃止について

(内容)

次の路線を廃止する。

整理番号	路線名	区間	起 点 終 点	重要な 経過地
1	須原5号線	大字須原	字小路351番1地先 字檜ノ木平414番地先	須原

議第27号 市道路線の変更について

(内容)

次の路線を変更する。

整理番号	路線名	新旧の別	区間	起 点 終 点	重要な 経過地	延長 (m)	幅員 (m)
1	須原・上河和線	新	大字須原 大字上河和	字小路352番6地先 字ヲトリ154番1地先	須原	1300.5	6.2~ 20.6
	須原・上河和線	旧	大字須原 大字上河和	字小路351番1地先 字ヲトリ154番1地先	須原	1286.3	4.2~ 185.5

議第28号 市道路線の認定について

(内容)

次の路線を市道として認定する。

整理 番号	路 線 名	区 間	起 点 終 点	重要な 経過地
1	生櫛62号線	大字生櫛	字上ボタ下 1522 番 2 地先 字上ボタ下 1531 番 1 地先	生櫛
2	生櫛63号線	大字生櫛	字三軒家 1210 番 4 地先 字上ボタ下 1524 番地先	生櫛
3	生櫛64号線	大字生櫛	字大明神前 1457 番 1 地先 字大明神前 1466 番地先	生櫛
4	生櫛65号線	大字生櫛	字大明神前 1478 番 1 地先 字大明神前 1484 番地先	生櫛
5	生櫛66号線	大字生櫛	字向野 1654 番 4 地先 字向野 1653 番 11 地先	生櫛
6	松森114号線	大字松森	字上巾上 567 番 4 地先 字下巾上 426 番 4 地先	松森

議第29号 美濃市公平委員会委員の選任について

(内容)

公平委員の任期満了に伴う候補者の推薦（新任）

氏 名 石 原 八 千 代

任 期 令和9年3月31日まで（4年）

議第30号 令和5年度美濃市一般会計補正予算（第1号）

(内容)

補 正 額 286,218 千円

補正後の額 10,286,218 千円

議第31号 令和5年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）

(内容)

	補 正 額	補正後の額
収益的収入	22,000 千円	2,731,095 千円
収益的支出	22,000 千円	2,925,041 千円